

○国民健康保険特別会計補正予算(議案第17号)

(主な審議内容)

問 一般会計からの法定外繰入金とは。

答 市が単独に福祉医療事業等を行った場合に、それを被保険者の税で賄うのは適当ではないということから認められたもので、福祉医療の波及分や保険税の減免分のほかに収支不足を補填するものです。

問 収支補填のために一般会計からの繰入金をしない運営が通常ではないのか。

答 法定外繰入金をしないようするのが通常であるが、近隣の市町でも相当程度繰り入れている状況であり、医療費の増大により財政的にも厳しく、繰り入れせざるを得ない状態になっています。

(議決結果) 全会一致で可決

討 論

討論とは、議員が議題の表決の前に、議題となっている案件に対し賛成か反対かの自己の意見を表明することです。このたびの本会議では、新年度予算を除く議案において、次のような反対意見のみが述べられました。

■議案第3号 子育て支援のための一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定

【反対意見】

- 給与カットで臨時的な措置を行うことは、手だてとして不十分ではないか。全体の奉仕者としての公務員の給与と個々の施策の展開の目的のためにカットしていくという考え方は再検討を要する。
- 限りある人材と財源の中で結果を追求めるという前提で、結果にこだわっていただきたい。人件費や職員数を削減しても結果が伴わなければ意味がない。結果が出ないのであれば、いまの2倍、3倍も創意工夫と努力をしていただきたい。

(採決結果) 賛成12、反対2で可決

■議案第13号 指定管理者の指定(加西市都市公園)

【反対意見】

- 市民が集い、交流が生まれ、笑顔があふれる憩いの場とするためには、日常的な手入れ等に地元の協力が欠かせないものと考え、丸山総合公園を除いた都市公園は地元の団体等に管理を委ねるべきである。

(採決結果) 賛成13、反対1で可決

請願の審議結果

3月定例会では、請願1件(加西市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願)が提出され、所管の総務委員会に付託して審議し、本会議最終日で採決を行い、以下のとおりの審議経過及び議決結果となりました。

■請願の内容

国旗は自国を象徴するものであり、市の式典や大会でも掲揚され、オリンピック等でも国民が国旗を振り応援しており、今後も国際化が進む中で国に誇りと愛着を持ち、諸外国の国民と交流し友好を深め、お互いの国旗や国歌に敬意を払うことは大切なことである。また、平成11年国旗及び国歌に関する法律が制定され、国会や兵庫県議会でも国旗が掲揚されており、加西市議会においても市政45周年を迎え、愛する加西市のさらなる発展のために、執行者と議員が一堂に会する議場に国旗及び市旗の掲揚を求める。